

# 広文協通信

第6号

2004年11月

自治体における公文書等の保存と管理

広島県市町村公文書等  
保存活用連絡協議会

## 聞き書き 「大柿公文書館」設置の取組み

語り手 江田島市長職務執行者 平口 武

平成16年(2004)11月1日付けで広島県では江田島市(旧江田島町・能美町・大柿町・沖美町)、安芸太田町(旧加計町・戸河内町・筒賀村)、神石高原町(油木町・神石町・豊松村・三和町)の1市2町が新たに成立した。そのうち旧大柿町は、合併前に「大柿公文書館」を設けた。これは、旧大柿町の公文書を後世に残すために設置された書庫である。しかし単なる過去の史料の書庫ではない。2年かけて庁内の業務調査をもとに整理した文書分類に沿い分類記号順に配架され、過去の記録とともに現在の記録も全てこの「大柿公文書館」に整理・保存する予定である。この「大柿公文書館」設置の経緯について、現江田島市長職務執行者で旧大柿町の平口武町長に語っていただいた。

明治22年旧4ヶ村(大原村・小古江村・大君村・柿浦村)が合併したが、戸長役場時代の書類が全然ない。戸長役場がどこにあったのか今は不明の状態にある。その時代の文書は不明である。旧大柿町の役場史料は庁舎横の土蔵に収めていたが雨漏りがひどくなり、大切な書類がダメになった。その点私としても、何としても歴史の足跡を残しておきたい、何をさしおいても合併の記念事業として「公文書館」を作ろうじゃない



写真1

か、ということでやかましく言って作ることにした。

一方、明治の大合併以降の役場文書のうち議事録は全て保存している。これらは最重要文書だといっている。これらの文書を含め残してきた文書は、町の歴史、我々の先祖や先輩の生き様をあらわすものである。それらは総てを集め大切に保存しなくてはならない。そして子孫に残していかななくてはならない。そのためにきちんと整理して次の時代へ伝えていくべきである。これらの残された文書は生きた歴史の証人である。この気持ちが常々私にはあった。そのこともあり、合併を機に「公文書館」の設立ということになった。

昭和29年に旧大柿町(昭和2年に町制施行)と深江村、飛渡瀬村が合併し、新しく大柿町が誕生した。その直前に、旧大柿町がなくなってしまうので、なんとかその歴史を残したいと考え、私が総務課長の時、音頭を取り、予算を付け、編纂事業が行われた。その際、明慶寺住職のつてを得て広島大学国史学科の後藤陽一先生をお迎えした。お寺へ1ヶ月ほど先生も学生も缶

詰になって作ってくれた。それが旧『大柿町史』である。幸い大変高い学術的な評価を得た。

合併時の3町村の役場文書や町史の資料は、大柿町役場の土蔵へ収めた。しかし、度々の台風などで屋根が傷み、雨漏りがするようになった。当時戦後の財政の厳しい時代で修理の余裕は無くそのまま保存していた。その後修築して屋根裏に収め保存したが、旧役場文書は乱雑を極めた。昭和34年に庁舎を新築した際、一階事務所へ書庫を設けて保存した。すぐに一杯となり庁舎外に書庫を建築し、その後手狭になって庁舎外の別の場所(深江出張所土蔵)に保存した。その後現在の「公文書館」の位置にあった倉庫に文書を戻して保存した。しかし、その書庫移転の過程で多くの文書を失ってしまった。この雨漏りと書庫の移転で多くの資料を失い大切な書類がだめになった。

昭和35年頃ファイリングシステムをいち早く取り入れたのが大柿町だった。県下でも初めてくらいではなかったか。しかし1年半くらいかけて準備したシステムが2年くらいでダメになった。これは担当が変わるとシステムがうまく働かなかったからで、自分の周りに文書をためてしまいシステムがこわれてしまった。町長になって以降も文書整理を言い続けたがなかなかうまくいかなかった。今回小沢君という人を得て文書分類をお願いし、古いものはそのままに、新しいものから整理しようということになった。そして「公文書館」を作ろうということになった。



写真2

今回の合併では何もしなければ前回の合併以降に文書を雨漏りなどで失ったことと同じことになる。またこの合併では総務省から公文書保存に向けた通達も出された。そのために旧大柿町と昭和29年時点の旧村の文書も併せ、現在の公文書も含めて整理・保存することを考えたのである。

〔付言〕新しい書庫は「大柿公文書館」と名付けられ、旧大柿町役場(現在江田島市大柿所)に隣接する地に、鉄骨



写真3

二階建て、敷地面積 593.49㎡、建築面積 172.7㎡、延床面積 336.6㎡で建設された(前頁写真1)。スライド式の書架3500棚が準備され、現在文書分類記号にそって配架場所が決められ、文書が搬入されている(写真2)。旧役場文書は様々な場所に分散されて残されたものが改めて調査され新たに発見されたものもある(写真3)。これらの文書は総務課小沢農人氏が平口町長の特命を受け平成14年度から整理を始めた。小沢氏は各課と協議を重ね、業務体系に沿った文書分類の小分類まで作成した。それまで、どこに綴じるか不明であった文書は編綴先が明確になり、廃棄を免れ、適切な保存年限にそって管理できるようになった。そして残すべき多くの文書は長期保存文書として合併以後も永久に残せる道が開かれた。そしてこれらの文書は単に残すだけでなく、開示区分を設け情報公開にも対応できるように整理され簿冊目録が作成されている。旧大柿町の情報資源として住民にも公開されることが目指されており、それは旧大柿町住民の共有財産として「大柿公文書館」が建設されたことを意味しよう。それらの文書は新たな自治体(江田島市)にとっても共有されるべき記録遺産になる。今、3月までの整理終了にむけ、小沢氏の地道な作業は続いている(写真4)。

(聞き取り及び付言の文書は事務局数野にあります)



写真4

## 広島市公文書館の現状と課題 ～新館移転を終えて～

広島市公文書館 歴史資料係 主査 岡本 昭子

### はじめに

広島市公文書館は、昭和52年3月31日に公布された広島市公文書館条例により同年4月1日に広島市立中央図書館内に設置された。翌年には同図書館の地下を借用し書庫と閲覧室を設け、収集した資料の利用に対応した。

「公文書館」の名称をもつものとしては、全国では国立・東京都立に次ぐもので、市町村レベルでは最初のものである。公文書館法公布(昭和62年12月)の10年以上前のことだ。

広島市は、原爆投下により公文書を含む多くの資料を失い、また、戦後復興期の文書もその後の組織の統廃合や昭和30年代後半の全国的なファイリングシステムの導入過程で失った。

しかし、戦後の周辺17か町村との合併、特に昭和46年からの広域合併により広島市に引き継がれたものの中には、近代以降(一部近世を含む)の公文書等が含まれていたことから、その散逸を防ぎ、また、合併町村史の編さん過程等で収集した資料の保存活用を図るための施設として公文書館が設置された。その後の目録作成など、これら資料の保存に公文書館が果たした役割は大きい。

その後、昭和61年1月に市役所西庁舎に移転。4月からは市史編さん室の廃止に伴いその業務を引き継ぐとともに、文書・法規関係の主管課であった行政管理課から、行政資料の管理事務、現用文書の引継ぎ・保存・廃棄事務が移管され、さらに6月からは情報公開制度(公文書公開制度)の統一窓口としての役割を加え、館機能の拡大が図られた。

しかしながら、暫定的な施設のため、資料保存の観点からは、面積・設備・環境・機能のいずれにおいても課題を抱えていた。

この市役所西庁舎が市街地再開発事業により取り壊されることとなり、平成14年2月から仮移転先で業務を行っていたが、今年7月20日、同事業により建設された大手町平和ビル内に、事務室・閲覧室・資料室(書庫)などを備えた新館を移転開館し、分散保管していた資料の大部分を館内で集中管理し提供できる体制がほぼ整った。

### 施設の概要

公文書館は大手町平和ビル(広島市中区大手町四丁目1番1号)の6～8階部分で、閲覧室は7階に設けられている。

全体面積(占有部分)は2,707㎡、このうち保存部門は1,321㎡(北庁舎地下書庫302㎡を含む)である。

複合ビルの中層階にある館というのはあまり例がないが、交通の便に恵まれた市の中心部であり、市役所本庁舎とは電車通りをはさんだ向側に位置するため、市民はもとより職員の利用に際しても利便性が高い。



広島市公文書館閲覧室

### 組織及び担当業務

当館は組織的には市長部局に属し、企画総務局総務課の出先機関となっており、行政情報係と歴史資料係の2係からなる。

行政情報係は、①情報公開制度の総括・個人情報保護制度の総括、②市長の資産等の公開など、歴史資料係は、①歴史資料の収集・整理・保存・利用相談・調査・研究・普及、②市刊行物の販売、③市史の編さん(現在編さん中の市史はない)、④保存文書(現用文書)の引継ぎ・保存・廃棄、⑤マイクロフィルムの管理、⑥他部局の編さん事業への協力、⑦市政資料等の収集・管理・利用などの業務を行っている。

### 公文書の収集と保存

本市の文書引継ぎは広島市文書取扱規程に基づき処理される(市長部局)。文書の保存年限は、永年・10年・5年・3年・1年に区分され、1年保存と常用文書を除き完結後各課で1年間保管した後、公文書館長(区役所分は各区区政振興課長)に文書引継書を付して引き継がれることになっている。

永年・10年保存文書は当館への引継ぎ時に、原則として専用の保存用ファイルによる再整理を行い、文書の長期保存の妨げとなるもの、具体的にはホッチキスの針等の金属や粘着テープを取り除き必要な補修を行っている。

これらの現用文書は保存年限満了まで当館の資料室(中間書庫)で保管され、その後歴史的・文化的価値があると判断されたものは歴史資料として当館に引き継がれる。

歴史資料の収集保存と現用文書の中間書庫機能を併せ持つ例は全国的にも稀だが、中間書庫に引き継がれた文書は公文書館の管理下に置かれるため、歴史資料の選別・引継ぎを容易に行うことができるというメリットがある。

しかし、文書を可能な限り手元に保管しておきたいという意識が各課に根強いいため、対象文書のすべてが中間書庫へ引き継がれているわけではないこと、また、作成段階からの管理(作成文書目録の作成等)も行われていないことから、文書のライフサイクルを通した一元的管理には程遠いものとなっている。

書庫内での体系的な保存により公文書の散逸を防ぎ、必要な際には迅速に提供できることから、情報開示の統括課として行政の説明責任を考えた場合も現用文書引継ぎの徹底は重要な課題といえる。

現用文書引継ぎが歴史資料の収集保存に直結することからも、各課への積極的な働きかけを行うことが今後とも必要である。

#### 市町村合併と資料引継ぎ

戦後の周辺17か町村との合併により広島市に引き継がれた文書は「役場文書」として当館に保存されている。これらの「役場文書」は広島市が失った文書を補完する貴重な歴史資料であり、今後の合併に際しても、非現用として廃棄された文書の収集・保存への認識や対応は変わるものではない。

実務的には、戦前・戦後の公文書はもとより、歴史資料となるべきものが合併前に廃棄されることのないよう、相手先の町村への収集範囲の説明などの働きかけを行うことになるが、そのタイミングが重要となる。

決裁文書・供覧文書といったいわゆる公文書に限らず、見落とされがちなパンフレットや写真などにも自治体の成り立ちや姿を後世に伝える資料となり得るものがある。これら資料の収集・保存に理解が得られるよう働きかけていくことが大切であり、こうした働きかけが合併間際には、各課で廃棄され結果的に全く残

されない可能性がある。

限られた人員での対応と歴史資料の選別は課題だが、それ以外にも旧町村から各課に引き継がれた現用文書の中間書庫への引継ぎや常用廃止時の廃棄協議の徹底を図る必要もある。

#### 地域文書・資料の収集

市史編さん等に伴って収集された地域の個人や団体所蔵の文書・資料、さらには展示会の開催などにより市民から提供を受けた資料は、広島市の姿を映し出す貴重な宝物である。

戦後約60年が経過し、戦前・戦中の資料の収集は難しくなっているが、家庭や地域に埋もれている写真・絵はがきや資料等を掘り起こす必要が高まっている。

施設の機能や資料について広報するとともに、展示の広報の機会をとらえて、地域に所在する資料の提供を呼びかけるなど、資料収集に取り組みなければならないと考えている。

#### おわりに

新館移転により施設面では格段に向上したが、資料収集面での課題は西庁舎時代から変わらない。

「文書館」「行政情報センター」「現用文書の中間書庫」「市史編さん室」等の機能が集約され、歴史資料となるべき資料について一元的な運用が可能な当館の機能を活かすために、業務の充実及び職員の専門性と資質の向上が引き続き求められる。

また、引継ぎや収集の体制強化が進めば保存スペースの確保に苦慮する日がそれだけ早く訪れることになるが、文書保存の重要性に影響を与えるものであってはならない。新館移転は10年後20年後への対応の始まりでもある。

## 自然災害から文書を守る

県立文書館主任研究員 西村 晃

10月23日、新潟県中越地方にマグニチュード6.8の地震が襲い、死者40名、家屋の全壊1,263軒などの大きな被害が出た。また、今年史上最多の9つの台風が日本本土に上陸し、各地に大きな爪あとを残した。広島県もその例外ではなく、8月から10月にかけて台風16号・18号・21号・23号と立て続けに台風の来襲を受けた。幸い人命は失われなかったものの、県

内各地で家屋や農作物に大きな被害が出たほか、国島の厳島神社が倒壊するなど、文化財もとりかえしのつかない被害を受けた。この場を借りて罹災された皆様には、謹んでお見舞申し上げたい。

県・市町村の指定文化財は別として、民間で保管されている古文書の大多数は、自然災害によって被害を受けた場合、顧みられないまま、廃棄される場合が多い。今年の台風でも残念ながら、県内外でこのような事例が確認されたので、ここに紹介することにより今後の教訓としたい。

〔事例1〕

8月30日、台風16号が山口県柳井市付近に上陸した。岡山県邑久郡牛窓町(11月1日から瀬戸内市)では、台風による高潮がちょうど夏の大潮と重なり、沿岸部で家屋浸水が相次いだ。海岸に近い牛窓町立図書館は床上浸水し、書架の最下段で保管されていた数十箱分に及び昭和29年以降の町の非現用文書が水に漬かるという事態に陥った。被害調査のため岡山県文書館準備班の職員が赴いた翌週の月曜日には、これらの文書は廃棄されてしまった後であった。これらの文書は目録も作成されておらず、今となっては何があったかさえ不明である。

〔事例2〕

県内沿岸部のAさんは約30年前に現在の家に移転し、戸外の物置で古文書を保管していた。しかし、物置に入れたのはAさんの夫(故人)で、Aさん自身は大事な物があるなどとは考えたこともなかった。今回の相次ぐ台風で、軒のない物置は雨が漏ってしまった。物置を新調しようと、内部の整理にとりかかったところ、木箱や段ボールに入っていた古文書をはじめを見つけた。これらの古文書は水に漬かり、固着して開けなくなっていたものがほとんどであった。Aさんは他家から嫁いだこともあり、家の古いことに興味がなく、一部を除いて、数回に分けてこれらを焼却した。

平成13年3月の芸予地震を契機に「広島県歴史資料ネットワーク」(広島史料ネット)が発足し、呉市などで被災した歴史資料を救出するボランティア活動を行う傍ら、マスコミを通じ、古文書や古い記録、民俗資料、建造物などの文化財被害に関する情報の提供を呼びかけたことがある。しかし、残念ながら今回の〔事例2〕の文書焼却を防ぐことはできなかった。

県立文書館でも、県内に15名の文書調査員を置いて、民間に残されている地域資料の所在情報の把握に努めているが、今回の場合のように、自分の家にあることを所蔵者が知らない場合は、所在調査は困難と思

われる。しかし、家で保管されている古文書が地域にとっても大切な歴史資料となりうることを、また、古文書が水に濡れて固着しても、凍結させた後、真空状態にした際に出てくる水蒸気を取り除いて乾燥させる「真空凍結乾燥法」という対処法があることを所蔵者の方や回りの方がご存知であれば、このような最悪の結果は免れたのではなかろうか。今後も、「広文協」の会員の皆様、「広島史料ネット」、県立文書館の文書調査員などのご協力、ご支援を得ながら、災害に遭遇した時の危機管理や被災資料救援のネットワークの構築について心がけて行きたいと考えている。

動向・ニュース

内閣官房長官私的懇談会の報告書  
公文書館制度の充実を求める

昨年4月、内閣府に「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」が設置された。わが国の公文書館制度の立ち遅れを憂慮した福田官房長官(当時)の肝いりで設置されたという。同研究会は、アメリカ・カナダ・中国・韓国の公文書館事情を視察し、報告書\*にまとめた。その後、12月に「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」が内閣官房長官の私的懇談会として発足し、今年6月に「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について 未来に残す歴史的文書・アーカイブズの充実に向けて」と題する報告書\*\*を提出した。

\*、\*\* いずれもウェブサイトで公開、国立公文書館のホームページからアクセスできる。

報告書は、公文書等は国民が共有すべき遺産であるとし、諸外国の制度と比較して我が国の公文書館制度の遅れを率直に認め、現行システムの検討を行っている。その上で、記録として残すべき文書の作成、現用文書の管理、国立公文書館への公文書等の移管促進など10項目にわたり取組むべき課題を提示している。

こうした研究会・懇談会の動向と関連して、最近、公文書保存をめぐる問題が脚光を浴びようになってきている。第159国会総理大臣施政方針演説に「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります。」という一文が入った。新聞記事にしてたった3行だが、施政方針演説に入ることは、「霞が関」ではきわめて重く受け止められるという。

新聞の社説でも「公文書保存 政府が直接やるべき事業だ(読売7月20日)」、「公文書は国民みんなの財産」

(日経8月4日)、「歴史を眠らせるな」(朝日8月19日)、「隠したがる意識を変えよう」(毎日10月5日)と、懇談会の報告書を踏まえて公文書制度充実の必要性を強調している。

### 新潟県で市町村の公文書保存ガイドラインを作成

新潟県歴史資料保存活用連絡協議会(新史料協)では、「市町村合併に伴う公文書等保存のためのガイドライン」(2004.9.22)を発表し、廃止される自治体の公文書整理手順を下図のように定めた。以下、この内容を紹介したい。

まず、ガイドラインは「基本的な考え方」として、次の6点を掲げる。

- ①当該自治体の特色ある事象が明確になるものは残す
- ②当該自治体の全域的な状況が把握できるものは残す
- ③長期により継続的に歴史の流れがわかるものは残す
- ④文書の残存が少ない時期のもの(古いもの)は残す
- ⑤合併を機に不存在(消滅)となってしまうものは残す
- ⑥文書・記録の保存は、旧自治体単位でまとめて保存・管理する

次に、選別する場合の目安として、「選別しないで残すもの」「歴史資料として選別して保存するもの」「歴史資料としないもの」の3項目を立て、それぞれの内容を以下のように定めている。

#### 選別しないで残すもの

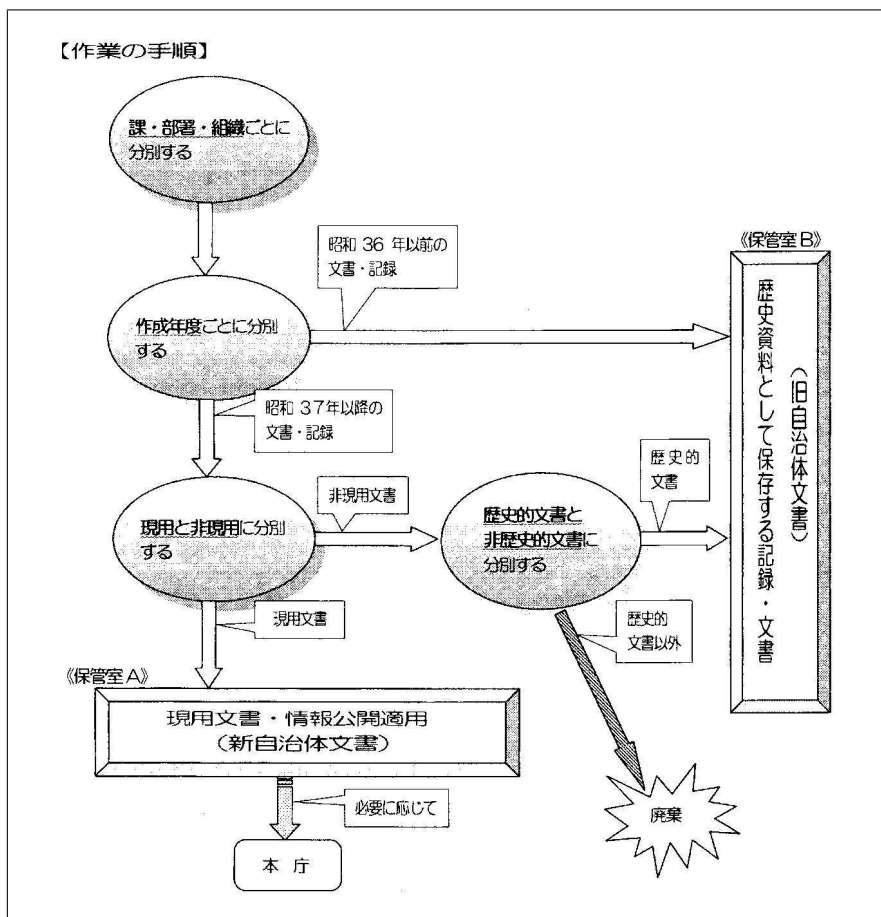
- 1 合併前自治体で永年(長期)保存文書と規定されたもので、非現用化したもの
- 2 昭和36年以前の公文書及び記録類
- 3 今回の合併に関するもの
- 4 市町村広報担当が撮影した写真やビデオ
- 5 各部署が刊行した行政刊行物
- 6 市町村史編さん過程の収集資料

#### 歴史資料として選別して保存するもの

- 1 非現用化した、有期限文書及び当該自治体の記録として重要なもの
- 2 合併前のそれぞれの自治体職員が残したいと考える公文書及び記録

#### 歴史資料としないもの

- 1 伝票類・受領書・月毎収支計算書・同報告書・日計表など
- 2 レセプトや電算処理シート・カードなど
- 3 各種カタログ・外部からの案内パンフレット・各部署が購入している定期刊行物など



新潟県歴史資料保存活用連絡協議会(新史料協)が作成した「合併で廃止される自治体の公文書整理作業手順」

## 平成16年度 総会・役員会議事報告

### 総会議事報告

日時 平成16年5月31日(月) 13:30～15:30  
場所 広島県情報プラザ第1研修室  
出席者 46名(38会員)

#### 1 開会

安藤福平事務局長が開会を宣言し、天本賢三会長代行(広島県立文書館長)が挨拶を行った。

#### 2 議長選出

会長代りが議長に選出された。

#### 3 議事

- (1) 平成15年度事業報告【資料1】
- (2) 平成15年度決算報告【資料2】
- (3) 平成16年度役員選任
  - ・次のとおり、理事7名、監事2名を選出した。

理事 天本 賢三(県立文書館長)  
角屋 正法(広島市公文書館長)  
津田 文夫(呉市史編さん室課長補佐)  
小川 雅朗(福山市市政情報課長)  
高岡 雅樹(三次市総務室長)  
六 郷 寛(千代田町中央公民館主任)  
伊藤 勝也(本郷町総務課長)  
監事 丹羽 勤(海田町総務部総務課庶務係長)  
田口 宜久(江田島町総務課長)

- (4) 平成16年度事業計画(次頁【資料3-1】)
- (5) 平成16年度予算(次頁【資料3-2】)

#### 4 協議

総会后、「合併前後の公文書保存 その現状と課題」をテーマに合併を経た新たな四市(安芸高田市、府中市、三次市、呉市)が公文書保存に向けての取組みや現状を報告し協議を行なった。安芸高田市は広文協研修会をきっかけに公文書保存の大切さに気付き、合併町村の廃棄予定公文書を歴史民俗資料館へ保存し文書管理規定を刷新した取組みを報告した。府中市は小学校の空き教室に合併時の廃棄予定公文書を保存する取組みを報告した。三次市は具体的な取組みはないが、現状は各支所に公文書を残していることを報告した。呉市は川尻町との公文書引継ぎについて各部署ごとの引継ぎのため全体像が不明という問題点を報告した。また支所の公文書保存状況を報告した。なお、安芸高田市報告及び府中市報告は、概要を『広文協通信』第5号に掲載している。

### 【資料1】平成15年度 事業報告

#### 1 総会

日時/場所 平成15年6月16日(月) 13:30～15:30 /  
広島県情報プラザ第2研修室  
出席者 66名(40会員)、県外参加1名(鳥取県)

#### 2 役員会

##### 【第1回】

日時/場所 平成15年6月16日(月) 15:30～16:10 /  
県立文書館会議室  
出席者 14名(理事7名、監事2名、事務局5名)

#### 【第2回】

日時/場所 平成15年11月28日(金) 15:45～16:20 /  
県立文書館会議室

出席者 10名(理事5名、事務局5名)

#### 3 行政文書・古文書保存管理講習会(県立文書館と共催)

日時/場所 平成15年11月28日(金) 10:00～15:30  
出席者 72名(41市町村 うち非会員4町)

#### 4 研修会

##### 【第1回】

日時 平成15年10月3日(金) 13:30～15:30

場所 福山市役所本庁舎3階小会議室

講師 小川雅朗(福山市市政情報課長)

テーマ 福山市における歴史的公文書保存の取り組み

参加者 27名

##### 【第2回】

日時 平成16年2月10日(火) 13:30～16:00

場所 広島県立文書館研修室

講師/テーマ

田尻清孝(熊本県福岡事務所)「行政文書管理とアーカイブズ管理」

鈴江 智(枚方市総務部法制室)「大阪府枚方市における保存年限満了文書の収集について」

参加者 30名

#### 5 会員現況

会員数 55\*(市13,町40,村1,県1)

\* 合併減8町村,増1市,退会1町

登録機関 部局数 116(総務51,教委46,資料館・図書館14,編纂室3,その他2)

### 【資料2】平成15年度 会計決算報告

#### 1 収入の部

単位(円)

科目	予算額	決算額	差引額	備考
会費	210,000	210,000	0	
前年度繰越金	58,562	58,562	0	
預金利子	1	1	0	
合計	268,563	268,563	0	

#### 2 支出の部

単位(円)

科目	予算額	決算額	差引額	備考
講習会・研修会費	報告者旅費	43,200	45,344	2,144
	会場借上料	5,500	5,450	50
通信・消耗品費	通信費	78,000	71,420	6,580
	消耗品費	57,663	31,582	26,081
会議費	役員旅費	67,200	59,892	7,308
予備費		17,000	0	17,000
合計	268,563	213,688	54,875	

(次年度繰越額)

54,875円

### 【資料3-1】平成16年度 事業計画

#### 1 講習会

行政文書・古文書保存管理講習会 県立文書館と共催

#### 2 研修会

現地研修会2回程度,小研修会1回程度

3 機関紙

「広文協通信」を2回発行

4 その他

役員会開催(2回), 会費の徴収・管理

【資料3-2】平成16年度 広文協予算

1 収入の部

単位(円)

科目	本年度	前年度	増減)	備考
会費	188,000	210,000	22,000	合併による会員減8,会員増1,退会1
前年度繰越金	54,875	58,562	3,687	
預金利子	1	1	0	
合計	242,876	268,563	25,687	

2 支出の部

単位(円)

科目	本年度	前年度 予算額	増減)	備考	
講習会・ 研修会費	報告者旅費	44,000	43,200	800	5,000 ×2人, 34,000 ×1人
	会場借上料	5,500	5,500	0	
通信・ 消耗品費	通信費	70,000	78,000	8,000	100円 ×100 ×7回
	消耗品費	56,176	57,663	1,487	会報用紙 代など
会議費	役員旅費	67,200	67,200	0	4,800 ×7人 ×2回
予備費		0	17,000	17,000	
合計	242,876	268,563	25,687		

- ・合併協にも働きかけて来て貰いたい。招待するのはどうか。ただし合併協は忙しすぎる(六郷理事)
  - ・正直言って合併協はどうにもならない。編入はまだまだしも対等合併の場合本当に大変(高岡理事)
  - ・今から合併はスタート。職員の意識改革がまず大切。先ず捨てないで野積みする。とりあえず残すことをする。少子化で学校等に物理的なスペースはある(角屋理事)
  - ・公文書保存の大まかな指針(ガイドライン)を広文協として提示する必要がある。そのための研究会は必要ではないか。電子化の問題も含めて(事務局)
- (3) 講習会(文書館と共催)の内容について
- ・文書管理に関する国際標準,公文書と説明責任,行政事務の効率化などのテーマはどうか(事務局)
  - ・あと数年で合併が終わるが,まだ合併は市町村にとって切実な課題。合併と公文書保存を続けて欲しい。切り口を変えても良い(六郷理事)
  - ・あまりテーマを広げることは良くない。合併で曲がりなりにも公文書が残っている。効果的な選別や保存方法を知りたい(高岡理事)
  - ・合併と公文書保存を中心テーマに考えたい(事務局)
- (4) 合併に伴う協議会加盟団体の減少について
- ・仕方が無いことではないか(高岡理事)
  - ・広文協通信を電子メールで配信すれば会費は少なくてすむ(津田理事)
  - ・会費の値上げは考えたか(丹羽監事)
  - ・考えていない。遠くから講師をよばないことなどで対応できる。会費は値上げせず費用をかけず,ぎりぎりまで取り組みたい。その一方で,本来研修を受けるべき人には研修を提供できる設定にしていきたい。他県の協議会では活発に活動している例がある(事務局)

第1回 役員会議事報告

日時 平成16年5月31日(月) 15:45~16:30

場所 県立文書館会議室

【出席者】

理事 天本賢三(県立文書館長) 角屋正法(広島市公文書館長) 津田文夫(呉市史編さん室課長補佐) 小川雅朗(福山市市政情報課長) 高岡雅樹(三次市総務室長) 六郷寛(千代田町教育委員会主任)

監事 丹羽 勤(海田町総務課庶務係長) 田口宜久(江田島町総務課長)

事務局 安藤・森脇・長沢・数野

【協議事項】

1 役員の選任について

- ・会長に天本理事(広島県立文書館),副会長に角屋理事(広島市公文書館)を選任した。

2 今年度の事業について

(1) 現地研修会

- ・ある程度例になるところを見学したい(津田理事)
- ・福山市は自分の廃棄予定文書の選別も開始している。芦田倉庫には合併町村の廃棄文書を保存。福山の知恵を学ぶのはどうか(事務局)
- ・安芸高田市も合併協議会以来公文書保存に取組み,文書管理規定も刷新している。ここも候補とした(事務局,日程等は後日調整)

(2) 研究会(研修会)の内容に向けて

ひろぶんきょう

広文協通信 第6号

2004年11月26日発行

編集・発行 広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47  
広島県立文書館内

TEL(082)245-8444 / FAX(082)245-4541